資料５

第2期鳴門市スポーツ推進計画の策定方針について

１．趣旨

２．計画期間

３．策定方針

４．取り組むべき施策案

第2期 鳴門市スポーツ推進計画策定方針

１．趣旨

平成２７年２月に１０年間を計画期間（前期６年／後期４年）とする鳴門市スポーツ推進計画を策定し、市の特性に応じたスポーツ施策を自主的かつ主体的に推進してきた。令和３年３月には、本市を取り巻くスポーツ環境の変化や前期計画の進捗状況を踏まえ、「スポーツを通じた地域活性化の推進」を基本目標に加えて後期計画を策定し、施策の推進に努めてきた。

しかし、後期計画期間中には、新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、スポーツ分野においてもコロナ禍での行動制限等による運動機会の減少など、大きな影響を受けた。

これからの本市スポーツの推進にあたり、これまで取り組んできた施策の成果を踏まえつつ、新しい時代に即したスポーツ施策を発展させるため、今後１０年のスポーツ環境の変化や新たな課題を見据え、第２期計画を策定する。

また、「第七次鳴門市総合計画」において、「スポーツの推進」に関する施策を計画に掲げており、後期計画に引き続き、スポーツ基本法第１０条に基づき、令和７年度から令和１６年度までの１０年間を計画期間とする「第２期鳴門市スポーツ推進計画」を策定する。本計画は、令和７年度から令和１１年度までの５年間を前期計画期間、令和１２年度から令和１６年度までの５年間を後期計画期間として策定する。

２．計画期間

令和７年度から令和１６年度まで（１０年間（前期５年/後期５年））

３．策定方針

　第１期計画期間中の様々な動向を踏まえ、地域と連携しながら、スポーツ環境のさらなる充実や、誰もが参画できるインクルーシブなスポーツの実現をめざし、各々の関心、適正等に応じて「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに関わることで、健やかで心豊かな生活を送ることができると同時に、地域の魅力を創造し、人と地域が共に成長していくことができるよう、次期スポーツ推進計画を策定する。

●参考とする主な計画

国）第３期スポーツ基本計画（令和４年３月に策定）
　令和４年度から令和８年度　５年間

県）第３期徳島県スポーツ推進計画（令和４年１２月に策定）
　令和５年度から令和９年度　５年間

４．取り組むべき施策案

（国の第３期スポーツ基本計画において特に推進する施策）

●多様な主体におけるスポーツの機会創出
●スポーツにおけるＤＸの推進
●国際大会等を契機とする国際交流やスポーツの活動意欲の促進
●スポーツを通じた健康増進
●スポーツによる地方創生、まちづくり
●スポーツを通じた共生社会の実現
●スポーツ推進のための「ハード」「ソフト」「人材」の確保
●スポーツを実施する者の安全・安心の確保